



栃木県公報

平成26年
4月7日(月)
号外
第40号

目次

公 告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認	1
○とちぎ男女共同参画センターの利用料金の承認	10
○とちぎ青少年センターの利用料金の承認	13
○栃木県県民の森の利用料金の承認	15
○栃木県立日光自然博物館の利用料金の承認	16
○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認	16
○とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認	16
○とちぎ福祉プラザの利用料金の承認	18
○とちぎ生きがいがづくりセンターの授業料の承認	20
○栃木県障害者保養センター那珂川苑の利用料金の承認	20
○栃木県子ども総合科学館の利用料金の承認	21
○栃木県立宇都宮産業展示館の利用料金の承認	21
○とちぎ花センターの利用料金の承認	24
○栃木県なかがわ水遊園の利用料金の承認	25
○県が設置する牧場の利用料金の承認	25
○県が設置する都市公園の利用料金の承認	25
○県が設置する体育施設の利用料金の承認	37
○栃木県交通安全教育センターの利用料金の承認	48
教育委員会	
○栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認	48
○栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認	49
企業局	
○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認	50

公 告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認

栃木県総合文化センター設置及び管理条例（平成3年栃木県条例第2号）第9条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則（平成3年栃木県規則第26号）第19条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 ホール、会議室等の利用料金

利用区分		利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
		メ 入場料を徴収しない場合	平日	32,400円	60,500円
土曜日、日曜日及び休日	40,600円		75,700円	102,000円	

イ ン ホ ー ル	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,100円	78,600円	105,000円
		土曜日、日曜日及び休日	52,700円	98,500円	132,000円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	48,600円	90,800円	122,000円
		土曜日、日曜日及び休日	60,700円	112,000円	153,000円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	64,900円	119,000円	163,000円
		土曜日、日曜日及び休日	81,100円	150,000円	204,000円
ル	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	81,100円	150,000円	204,000円
		土曜日、日曜日及び休日	101,000円	188,000円	256,000円
サ ブ ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	12,400円	23,200円	31,400円
		土曜日、日曜日及び休日	15,400円	29,100円	39,300円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,100円	30,200円	41,000円
		土曜日、日曜日及び休日	20,200円	37,700円	51,300円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	18,700円	34,800円	47,300円
		土曜日、日曜日及び休日	23,300円	43,600円	59,200円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	24,800円	46,500円	63,200円
		土曜日、日曜日及び休日	31,100円	58,100円	78,900円
ル	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,100円	58,100円	78,900円
		土曜日、日曜日及び休日	38,800円	72,700円	98,800円
第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋（1室について）			760円	970円	1,310円
第5楽屋から第9楽屋まで（1室について）			2,190円	2,970円	3,640円
第12楽屋及び第13楽屋（1室について）			970円	1,310円	1,640円
特別会議室			15,300円	20,500円	25,600円
第1会議室			11,800円	15,700円	19,700円
第2会議室			7,280円	9,720円	12,100円
第3会議室及び第4会議室（1室について）			6,610円	8,830円	10,900円
第1和室及び第2和室（1室について）			1,870円	2,530円	3,080円

音楽練習室	4,630円	6,170円	7,720円
古典芸能練習室	2,740円	3,640円	4,630円
演劇練習室	4,290円	5,730円	7,160円
リハーサル室	7,500円	10,000円	12,400円

備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいい、入場料に2以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。
- 4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3ホール、会議室等の時間外利用料金のとおりとする。
- 5 メインホール又はサブホールを専ら準備、片付け又はリハーサルのために利用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 6 平日にメインホールの1階席（846席）のみを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 7 1月にホールを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 8 利用日の60日前から14日前までにホールの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 9 ホールを利用する場合で、当該利用日の60日前から前日までの期間に当該利用のためにリハーサル室及び練習室を利用する場合のリハーサル室及び練習室の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 10 5から9までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 ギャラリーの利用料金

利用区分		利用時間	
		午前9時から午後7時まで	
第1ギャラリー	入場料を徴収しない場合		9,590円
	入場料を徴収する場合		19,100円
第2ギャラリー	入場料を徴収しない場合		6,610円
	入場料を徴収する場合		13,100円
第3ギャラリー	入場料を徴収しない場合		11,500円
	入場料を徴収する場合		23,100円
第4ギ	全部の利用	入場料を徴収しない場合	27,810円
		入場料を徴収する場合	55,500円
		入場料を徴収しない場合	18,540円

ヤ ラ リ ー	一 部 の 利 用	2/3の利用	入場料を徴収する場合	37,000円
		1/3の利用	入場料を徴収しない場合	9,270円
				入場料を徴収する場合

備考

- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の額は、4ギャラリーの時間外利用料金のとおりとする。
- 1月にギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 利用日の60日前から14日前までにギャラリーの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 3及び4の場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 ホール、会議室等の時間外利用料金

利用区分		区分	午前9時から正午までの利用時間区分に接続して午前9時前又は正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	午後1時から午後5時までの利用時間区分に接続して正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	午後6時から午後10時までの利用時間区分に接続して午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間帯を利用する場合
メインホール	平日		6,480円	9,070円	12,310円
	土曜日、日曜日及び休日		8,120円	11,350円	15,300円
サブホール	平日		2,480円	3,480円	4,710円
	土曜日、日曜日及び休日		3,080円	4,360円	5,890円
第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋（1室について）			140円	140円	190円
第5楽屋から第9楽屋まで（1室について）			430円	440円	540円
第12楽屋及び第13楽屋（1室について）			190円	190円	240円
特別会議室			3,060円	3,070円	3,840円
第1会議室			2,350円	2,350円	2,950円
第2会議室			1,450円	1,450円	1,810円
第3会議室及び第4会議室（1室について）			1,320円	1,320円	1,630円
第1和室及び第2和室（1室について）			370円	370円	460円

音楽練習室	920円	920円	1,150円
古典芸能練習室	540円	540円	690円
演劇練習室	850円	850円	1,070円
リハーサル室	1,500円	1,500円	1,860円

備考 時間外利用料金の額は、30分当たりの額とする。

4 ギャラリーの時間外利用料金

利用区分		利用時間	午前9時前又は午後7時後に利用する場合
		第1ギャラリー	
第2ギャラリー			390円
第3ギャラリー			690円
第4ギャラリー	全部の利用		1,650円
	一部の利用	2/3の利用	1,100円
		1/3の利用	550円

備考 時間外利用料金の額は、30分当たりの額とする。

5 附属設備及び器具の利用料金

分類	名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金
舞	所作台	メインホール	式	8,830円
		サブホール	式	6,060円
	松羽目	ホール	式	1,420円
	竹羽目	ホール	式	2,530円
台	毛せん	ホール	枚	180円
		練習室	枚	100円
	高座用布団	共通	枚	260円
	平台	共通	台	150円
附	音響反響板	メインホール	式	6,610円
	オーケストラピット	メインホール	式	6,610円
	指揮者台	ホール	台	310円

属	指揮者用譜面台	ホール	台	210円
	譜面台	共通	台	100円
	バンドディレクターシステム	共通	式	530円
	コントラバス用椅子	共通	脚	100円
設	演台	メインホール	式	700円
		サブホール	式	650円
備	司会者台	ホール	台	260円
	大太鼓	共通	式	1,090円
	金屏風	ホール	双	1,750円
	銀屏風	ホール	双	1,750円
	鳥の子屏風	ホール	双	1,750円
	地絣	ホール	式	1,420円
	紗幕	ホール	式	1,310円
	紅白幕	メインホール	式	1,090円
	浅黄幕	メインホール	式	1,090円
	定式幕	メインホール	式	1,090円
	ジョーゼット幕	ホール	式	1,310円
	ビニール Horizont 幕	ホール	式	1,310円
	器	鳥屋囲	メインホール	式
金砂子囲		ホール	式	2,190円
バレエ用シート		メインホール	式	10,900円
		サブホール	式	5,510円
		リハーサル室	式	8,830円
雪かご		ホール	式	1,310円
仮設能舞台		ホール	式	17,500円
ドライアイスマシーン	ホール	台	1,640円	

照

明

附

属

設

備

及

フットライト	メインホール	列	870円
花道フットライト	メインホール	列	530円
ロアーホリゾンライト	メインホール	列	1,310円
	サブホール	列	1,090円
ボーダーライト	メインホール	列	1,210円
	サブホール	式	1,210円
中アッパーホリゾンライト	メインホール	列	1,970円
アッパーホリゾンライト	メインホール	列	3,080円
	サブホール	列	1,750円
第1フロントサイドスポットライト	メインホール	列	730円
第2フロントサイドスポットライト	メインホール	列	730円
第3フロントサイドスポットライト	メインホール	列	730円
第1シーリングスポットライト	メインホール	列	2,740円
第2シーリングスポットライト	メインホール	列	5,510円
第5シーリングライト	サブホール	列	2,200円
第6シーリングライト	サブホール	列	1,460円
コンダクタースポットライト	メインホール	台	640円
センターピンスポットライト	メインホール	台	2,740円
プロジェクタースポットライト (1.2KW)	ホール	台	2,720円
プロジェクタースポットライト (4KW)	ホール	台	3,850円
HMIスポットライト	ホール	台	1,090円
ピンスポットライト	サブホール	台	1,090円
エリプソイダルスポットライト	ホール	台	510円
電動ピンスポットライト	メインホール	台	1,090円
スポットライト (500W)	ホール	台	210円
スポットライト (1KW)	ホール	台	310円

び 器 具	スポットライト (1.5KW)	ホール	台	430円	
	スポットライト (2KW)	ホール	台	530円	
	ストリップライト (6灯用)	ホール	本	210円	
	ストリップライト (12灯用)	ホール	本	310円	
	スライドキャリアマスク	ホール	台	1,090円	
	エフェクトマシーン	ホール	台	1,090円	
	センターレスマシーン	ホール	台	1,090円	
	リップルマシーン	ホール	台	1,090円	
	ファイヤーマシーン	ホール	台	1,090円	
	ドラムマシーン	ホール	台	1,090円	
	ミラーボール	ホール	式	1,090円	
	オーバーヘッドマシーン	ホール	台	1,640円	
	ストロボ	ホール	台	1,640円	
	星球	ホール	式	1,090円	
	ロスコマシン	ホール	台	1,700円	
	波マシーンエフェクトライト	ホール	台	1,090円	
	I T Oセンターレス	ホール	台	630円	
	音 響	拡声装置	メインホール	式	4,080円
			サブホール	式	3,300円
会議室			式	2,190円	
練習室			式	530円	
附 属	はね返りスピーカー	ホール	本	530円	
	移動ステージスピーカー	ホール	本	1,090円	
	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	1,090円	
	ワイヤレスマイク	ホール	本	1,970円	
	コンデンサーマイク	ホール	本	1,540円	

設 備 及 び 器 具	ダイナミックマイク	ホール	本	1,090円
	ポータブルマイクシステム	共通	式	530円
	可搬型マイクロホンエレベーター	ホール	本	860円
	マイクスタンド	共通	本	100円
	音響移動卓	ホール	台	1,310円
	カセットテープレコーダー	共通	台	1,090円
	CDプレーヤー	共通	台	1,090円
	MDプレーヤー	共通	台	1,090円
	オープンテープレコーダー	共通	台	1,640円
	レコードプレーヤー	ホール	台	1,640円
		練習室	台	1,090円
	デジタルオーディオテープレコーダー	ホール	台	1,090円
	ダイレクトボックス	ホール	台	610円
	ライン入出力	ホール	回線	300円
	マルチケーブル	ホール	式	510円
	音響効果機器	ホール	台	1,020円
音響補正機器	ホール	台	510円	
そ の 他 の 附 属	スライドプロジェクター	共通	台	1,310円
	ビデオデッキ	共通	台	1,090円
	ビデオカメラ	共通	台	2,190円
	ビデオモニター	共通	台	2,190円
	モニターテレビ	共通	台	510円
	オーバーヘッドカメラ装置	共通	台	1,310円
	オーバーヘッドプロジェクター	共通	台	1,310円
	16mm映写機	共通	台	4,850円
	スクリーン（移動式）	共通	台	530円

設 備 及 び 器 具	ピアノ (外国製グランド)	ホール	台	10,900円
		リハーサル室	台	1,640円
	ピアノ (国産グランド)	ホール	台	5,510円
		音楽練習室	台	1,640円
	アップライトピアノ	共通	台	1,230円
	ポジティブオルガン	共通	台	5,510円
	持込器具電源利用料	ホール	500W	210円
	移動式ステージ	共通	台	150円
	液晶プロジェクター	共通	台	1,310円
	DVDプレイヤー	共通	台	1,090円

備考

- 1 利用料金の額は、1 ホール、会議室等の利用料金の表に定める利用時間区分（ギャラリーにあっては、利用時間。以下「利用時間区分」という。）ごとの額とする。
- 2 利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3時間を単位（3時間に満たない時間は、3時間とみなすものとする。）としてこの表で定める額（ギャラリーにあっては、この表に定める額に100分の40を乗じて得た額）とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 施設区分欄における「共通」とは、ホール、ギャラリー、会議室、練習室、和室及びリハーサル室をいう。
- 4 「持込器具電源利用料」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500W毎に徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

(県民文化課)

○とちぎ男女共同参画センターの利用料金の承認

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号）第9条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成7年栃木県規則第63号）第19条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施設の利用料金

施設区分		利用時間区分		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
研	101	1,310円	1,750円	1,310円
	201	2,640円	3,520円	2,640円
	202	1,310円	1,750円	1,310円

修 室	203		1,640円	2,190円	1,640円
	301	A	2,640円	3,520円	2,640円
		B	2,640円	3,520円	2,640円
	302	A	2,640円	3,520円	2,640円
		B	1,640円	2,190円	1,640円
	303		1,640円	2,190円	1,640円
	304		3,640円	4,850円	3,640円
会議室			3,300円	4,400円	3,300円
OA研修室			2,640円	3,520円	2,640円
パフォーマンススタジオ			4,290円	5,730円	4,290円
和室	1		1,310円	1,750円	1,310円
	2		1,310円	1,750円	1,310円
ライフアトリエ コーナー	調理		1,640円	2,190円	1,640円
	手工芸		1,640円	2,190円	1,640円
ホール			15,400円	20,600円	15,400円
調理実習室			3,640円	4,850円	3,640円

備考

- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 個人でパフォーマンススタジオ又はライフアトリエコーナーを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。

2 時間外の利用料金

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金

の額に100分の25を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施 設 区 分	単 位	利用料金	
ビデオ再生装置	研修室101	式	430円	
ビデオプロジェクター	研修室301(A)	式	2,740円	
	全施設共通	式	2,190円	
	ホール	式	9,930円	
カセットデッキ	研修室301(A)・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ・ホール	台	210円	
CDプレーヤー	研修室301(A)・パフォーマンススタジオ・ホール	台	210円	
拡声装置	研修室201・研修室301(A)・研修室302(A)・研修室304・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ	式	650円	
	ホール	式	2,740円	
モニターテレビ装置	パフォーマンススタジオ	台	1,090円	
パソコン	OA研修室	式	7,720円	
ピアノ	電子式一般用	パフォーマンススタジオ・ホール	台	1,090円
	コンサート用	ホール	台	5,510円
金屏風	ホール	双	640円	
演台	ホール	台	650円	
司会台	ホール	台	430円	
録画用ビデオカメラ	ホール	式	3,300円	
デジタルオーディオデッキ	ホール	式	210円	
レコードプレーヤー	ホール	台	210円	
マイクロホン	一般用	ホール	本	530円
	ワイヤレス	ホール	本	1,090円
	講演会用 I	ホール	列	3,850円

照明装置	講演会用Ⅱ	ホール	列	5,510円
	映写会用	ホール	列	2,190円
	展示会用	ホール	列	7,720円
	スポットライト	ホール	台	2,190円
ミラーボール		ホール	式	650円
エフェクトマシーン		ホール	式	870円
テーブルクロス		ホール	枚	210円
持込器具電源利用料		ホール	500W	210円
テニス用具		その他	式	430円

備考

- この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認

とちぎ青少年センター設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第4号）第9条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第52号）第16条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施設の利用料金

(1) 研修室等

施設区分	利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	第1研修室		12,600円	16,800円
第2研修室		6,170円	8,220円	8,220円
第3研修室		6,170円	8,220円	8,220円
和室		4,930円	6,580円	6,580円
第1音楽室		5,860円	7,810円	7,810円
第2音楽室		4,620円	6,170円	6,170円
多目的ホール		19,100円	25,500円	25,500円

(2) 調理室

施設区分 \ 利用時間区分	午前 9 時から 午後 2 時まで	午後 3 時から 午後 8 時まで
調理室	8,740円	8,740円

(3) 宿泊室

施設区分	利用料金
宿泊室	1人1泊につき 5,140円

備考

- 1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 2 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 3 個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。
- 4 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1泊につき3,080円とする。

2 時間外の利用料金

(1) 研修室等

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額

(2) 調理室

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯又は午後2時から午後3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単位	利用料金
-----	------	----	------

ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	2,570円
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	300円
デジタルピアノ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
キーボードアンプ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
シンセサイザー	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ベースアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ギターアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ドラムセット	第1音楽室・多目的ホール	式	510円
音楽編集装置（音楽編集室）		式	1,020円
卓球台	多目的ホール	式	410円
持込器具電源利用料		500W	200円

備考

- この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分（延長した場合を含む。）ごとの額とする。
- この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

（人権・青少年男女参画課）

○栃木県民の森の利用料金の承認

栃木県民の森条例（昭和49年栃木県条例第4号）第6条の3第2項後段の規定により平成26年4月25日以後の利用料金を承認したので、栃木県民の森管理規則（昭和49年栃木県規則第22号）第8条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

キャンプ施設の種類	単 位	利 用 料 金
バンガロー（定員4名）	1戸1泊につき	10,900円
高床式固定テント（定員5名）	1張1泊につき	3,300円
持込みテント用キャンプ場	1張1泊につき	540円
コイン式シャワー	1回につき	100円

備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動としてキャンプ施設（コイン式

シャワーを除く。)を利用する場合の利用料金は、この表に定める額を2で除して得た額とする。

○栃木県立日光自然博物館の利用料金の承認

栃木県立日光自然博物館条例（平成3年栃木県条例第3号）第8条第3項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県立日光自然博物館管理規則（平成3年栃木県規則第33号）第13条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施設利用料

施設区分	施設利用料
映像ホール	1時間につき 2,980円
レクチャールーム	1時間につき 920円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は栃木県立日光自然博物館管理規則第11条に定める額以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の施設利用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

2 観覧料

区分	個人	20人以上の団体1人につき
大人	510円	400円
小人	250円	200円

備考 「小人」とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）第6条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成8年栃木県規則第49号）第4条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

区分	単位	利用料金
二輪車	1台1回	100円
普通自動車	1台1回	310円
大型バス	1台1回	2,190円

備考

- 普通自動車で奥日光地区駐車場を利用する場合は、当該駐車場を2回利用することができる510円回数券を利用することができる。
- 大型バスで奥日光地区駐車場（湖畔第二駐車場を除く。）を利用する場合は、当該駐車場を5回利用することができる9,250円回数券を利用することができる。

（自然環境課）

○とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認

とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第30号。以下「条例」という。）第14条

第3項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則（平成8年栃木県規則第59号）第15条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 プール、トレーニング室等の利用料金

施設	利用区分	利用料金（1人1回につき）	
プール、トレーニング室及びランニングデッキ	利用時間が2時間までの場合	16歳以上の者	510円
		4歳以上16歳未満の者	250円
	利用時間が2時間を超える場合	16歳以上の者	510円に2時間を超える利用時間1時間までごとに250円を加算した額
		4歳以上16歳未満の者	250円に2時間を超える利用時間1時間までごとに120円を加算した額

備考 この表に掲げる施設を利用するに当たっては、利用料金5,610円に相当する5,100円のプリペイドカードを利用することができる。

2 エアロビクススタジオ、多目的運動フロア等の利用料金

施設	区分	利用料金（1時間につき）
エアロビクススタジオ		820円
多目的運動フロア	全面	2,880円
	1/2面	1,440円
	1/3面	970円
	1/6面	510円
大会議室		1,640円
小会議室		920円
多目的フロアA	全面	1,130円
	2/3面	750円
	1/2面	560円
	1/3面	380円
多目的フロアB		200円
多目的フロアC		360円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアA、多目的フロアB及び多目

的フロアCの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 附属設備の利用料金

名 称	施 設 区 分	利 用 料 金
冷暖設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,850円
暖房設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,230円
持込器具電源利用料	多目的フロア	500ワット1日につき 200円

備考

- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアに係る附属設備の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500ワットごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

4 講習等の受講又は体力測定を受検に係る利用料金

区 分	利 用 料 金 (1 人 1 回 に つ き)	
講習	16歳以上の者	510円
	4歳以上16歳未満の者	260円
講座		1,020円
体力測定		1,020円

備考 条例第3条に規定する講習を受けた者が講座を受講する場合の利用料金の額は、1人1回につき510円とする。

○とちぎ福祉プラザの利用料金の承認

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例（平成12年栃木県条例第34号）第9条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則（平成12年栃木県規則第125号）第17条の規定により公告する。

平成26年 4月 7日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施設の利用料金

施設区分		利用時間区分		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
第1研修室		2,460円	3,290円	2,460円
第2研修室		3,080円	4,110円	3,080円
福祉研修室	A	3,080円	4,110円	3,080円
	B	2,460円	3,290円	2,460円

特別会議室	2,460円	3,290円	2,460円
201会議室	1,230円	1,640円	1,230円
301会議室	1,540円	2,050円	1,540円
401会議室	1,540円	2,050円	1,540円
402会議室	1,230円	1,640円	1,230円
403会議室	1,230円	1,640円	1,230円
多目的ホール	9,250円	12,300円	9,250円
レクリエーション室	2,460円	3,290円	2,460円
和室	1,230円	1,640円	1,230円
調理実習室	1,540円	2,050円	1,540円

備考

- 1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 2 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 3 個人でレクリエーション室を利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。

2 時間外の利用料金

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金の額に100分の25を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単位	利用料金
オーバーヘッドプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	200円
CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	2,160円

ピアノ	多目的ホール	台	3,390円
持込器具電源利用料	多目的ホール	500W	200円

備考

- この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力500Wごとに支払うものとする。
この場合において、定格消費電力に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

(保健福祉課)

○とちぎ生きがいづくりセンターの授業料の承認

とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成8年栃木県条例第29号）第9条の2第3項後段の規定により、平成26年4月1日以後の授業料について年額18,500円とすることを承認したので、とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成9年栃木県規則第10号）第12条の2の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一
(高齢対策課)

○栃木県障害者保養センター那珂川苑の利用料金の承認

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例（昭和57年栃木県条例第36号）第6条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則（昭和57年栃木県規則第81号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

利 用 者			障害者 重度の障害者の介護のために 同伴する家族及び付添人		そ の 他 の 者	
			13歳以上の者	6歳以上13歳 未満の者	13歳以上の者	6歳以上13歳 未満の者
利 用 区 分						
宿 泊 (1人1泊 につき)	利用開始日が4 月1日から12月 31日までの場合	1室を3人 以下で利用 する場合	3,000円	2,400円	4,300円	3,500円
		1室を4人 以上で利用 する場合	2,300円	1,700円	3,600円	2,800円
	利用開始日が1 月1日から3月 31日までの場合	1室を3人 以下で利用 する場合	2,800円	2,200円	4,100円	3,300円
		1室を4人 以上で利用	2,100円	1,500円	3,400円	2,600円

	する場合			
休 憩 (1人1回につき)		420円		

備考

- 「宿泊」とは、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- 「休憩」とは、午前10時から午後3時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。
- 「重度の障害者」とは、規則第5条各号に掲げる障害を有する障害者をいう。
- 重度の障害者の介護のために同伴する家族及び付添人と認められるものは、当該重度の障害者1人につき2人までとする。

(障害福祉課)

○栃木県子ども総合科学館の利用料金の承認

栃木県子ども総合科学館条例（昭和63年栃木県条例第3号）第9条の2第4項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県子ども総合科学館管理規則（昭和63年栃木県規則第8号）第9条の3の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分		大 人	小 人	
観 覧 料	展 示 室	1人につき 普通利用券	540円（430円）	210円（170円）
		年間利用券	3,080円	1,020円
	回数券（普通利用券6枚綴り）	2,700円	1,050円	
	前納観覧券（100人単位で販売）	430円	170円	
	プラネタリウム	1人1回につき	210円（170円）	100円（80円）
遊具利用料	自 転 車	1人1時間につき	210円	100円
	ミニ機関車	1人1回につき	210円	100円

- 備考
- 「小人」とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
 - 「普通利用券」とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
 - 「年間利用券」とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。
 - 括弧内に掲げる額は、利用料金を支払う者が20名以上の団体である場合の利用料金の額とする。
 - 平日（学校の長期休業期間を除く。）において20名以上の小人が団体で利用する場合の遊具利用料については、利用する乗り物及びその利用回数にかかわらず、1人1時間につき100円とする。

(こども政策課)

○栃木県立宇都宮産業展示館の利用料金の承認

栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例（昭和63年栃木県条例第24号）第8条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県立宇都宮産業展示館管理規則（昭和63年栃木県規則53号）第10条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施設の利用料金

施設区分		利用区分	1 日	半 日	超過時間 (1時間につき)	
大	全部の利用	土曜日、日曜日及び休日	529,000円	265,000円	79,400円	
		その他の日	440,000円	220,000円	66,100円	
展	一	$\frac{2}{3}$ の利用	土曜日、日曜日及び休日	358,000円	180,000円	53,800円
			その他の日	299,000円	150,000円	44,900円
示	の	$\frac{1}{2}$ の利用	土曜日、日曜日及び休日	271,000円	135,000円	40,900円
			その他の日	227,000円	113,000円	34,100円
場	用	$\frac{1}{3}$ の利用	土曜日、日曜日及び休日	184,000円	92,000円	27,500円
			その他の日	152,000円	76,000円	23,000円
小展示場		土曜日、日曜日及び休日	94,000円	47,000円	14,000円	
		その他の日	78,300円	39,100円	11,700円	
屋外展示場			26,900円	13,400円	4,040円	
展示ホール		土曜日、日曜日及び休日	50,900円	25,500円	7,630円	
		その他の日	42,300円	21,100円	6,340円	
大会議室			12,440円	6,290円	1,860円	
小会議室			3,960円	1,980円	580円	
特別会議室			5,070円	2,540円	760円	

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、9時から17時までの利用をいう。
- 「半日」とは、9時から13時まで又は13時から17時までの利用をいう。
- 「超過時間」とは、展示館の9時前又は17時後の利用（展示会等の開催、準備又は整理に係る利用に限る。）をいう。
- 「一部の利用」とは、知事が別に定めるところにより大展示場の一部を利用することをいう。
- 利用者が入場料（会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）を徴収して展示会等を行う場合における利用料金（当該展示会等の行われる時間の属する利用区分に係る利用料金に限る。）の額は、表に定める額に次の各号に掲げる入場料の最高額の区分に応じ当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 入場料の最高額が、3,000円以上の場合

$$\frac{150}{100}$$

(2) 入場料の最高額が、2,000円以上3,000円未満の場合 $\frac{130}{100}$

(3) 入場料の最高額が、1,000円以上2,000円未満の場合 $\frac{120}{100}$

(4) 入場料の最高額が、1,000円未満の場合 $\frac{110}{100}$

7 展示会等の準備又は整理を行う場合における利用料金（当該展示会等の行われる時間の属する利用区分に係る利用料金を除く。）の額は、表に定める額に $\frac{80}{100}$ を乗じて得た額とする。

8 大展示場、小展示場及び展示ホールの利用料金の額については、冷暖房に係る費用並びに展示のために必要な電力及び水道の料金を含まないものとする。

9 第6項又は第7項により算定した額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 附属設備及び器具の利用料金

名 称	単 位	利用料金の基準額（1日につき）
椅子	脚	108円
長机	台	216円
休憩用椅子・テーブル	式	1,290円
移動ステージ	台	1,290円
演壇	台	1,290円
演台	台	640円
司会者演台	台	430円
花台	台	430円
有孔パネル	台	216円
有孔パネル専用フック（20個入り）	袋	108円
パーティション	台	1,290円
ポールパーティション	式	3,240円
ベルトパーティション	本	216円
放送設備	式	6,480円
携帯用放送設備	式	1,290円
マイクロホン	本	640円

ピンマイク	個	1,080円
プロジェクター	台	5,400円
ビデオデッキ	台	1,080円
ビデオデッキ・テレビ	式	4,320円
DVD プレーヤー・テレビ	式	10,800円
スタンド式スクリーン	台	640円
レーザーポインター	本	216円
ホワイトボード	台	640円
パネルスタンド	本	430円
着信専用電話機	台	1,080円
養生マット	枚	108円
電気掃除機	台	1,290円
くず入れ	個	108円
水差し・グラス	式	430円

(観光交流課)

○とちぎ花センターの利用料金の承認

とちぎ花センター設置及び管理条例（平成4年栃木県条例第3号）第6条第4項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ花センター設置及び管理条例施行規則（平成4年栃木県規則第23号）第15条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富 一

1 施設利用料

区 分	施設利用料	
1 日	土曜日、日曜日及び休日	12,800円
	その他の日	6,600円
半 日	土曜日、日曜日及び休日	6,400円
	その他の日	3,400円

備考

- 「1日」とは、午前9時から午後5時までの利用をいう。
- 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの利用をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 観覧料

区 分	個 人	団 体 (有料入館者15人以上) 1人につき	回数券 (6枚綴り)	年間利用券 (有効期限は、購 入日から1年間)
大 人	400円	320円	2,000円	1,500円
小 人	200円	160円	1,000円	500円

備考

- 1 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 2 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

○栃木県なかがわ水遊園の利用料金の承認

栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第6号）第8条の2第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第25号）第11条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

観覧料

区 分	個 人	団 体 (有料入館者20人以上) 1人につき	回数券 (12枚綴り)	年間利用券 (有効期限は、購 入日から1年間)
大 人	600円	480円	6,000円	2,500円
小 人	250円	200円	2,500円	1,000円

備考

- 1 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 2 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

(生産振興課)

○県が設置する牧場の利用料金の承認

栃木県牧場設置及び管理条例（平成17年栃木県条例第36号）第11条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の栃木県土上平放牧場の利用料金を承認したので、栃木県牧場設置及び管理条例施行規則（平成18年栃木県規則第27号）第6条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分	利 用 料 金 (1 日 1 頭 に つ き)
乳 用 牛	390円
肉 用 牛	270円

(畜産振興課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定